

東京農工大学大学院工学研究院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (教授会) 第7条 (略) 2～8 (略) <u>(新設)</u> 9 (略)</p>	<p>本則 (教授会) 第7条 (略) 2～8 (略) <u>9 教授会は、原則として年7回定期に開催し、会議の議案をあらかじめ通知しなければならない。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。</u> 10 (略)</p>	

附 則 (令和元年8月1日工規則第1号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。